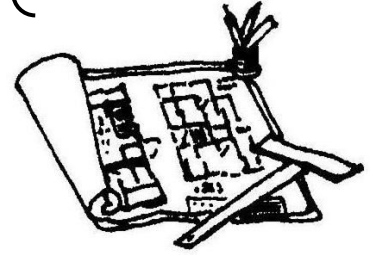


マイホームとぜいきん

2024年 名古屋市

このパンフレットは、4月1日現在の法令に基づいて作成しています。



マイホームを取得されると

いろいろな税金が関係してきます。

市税 … 固定資産税・都市計画税

県税 … 不動産取得税

国税 … 所得税・登録免許税

これらの税金には、住宅政策等に基づき、いろいろな軽減措置が設けられています。

そこで、これらの税金のあらましと、軽減を受けるための手続きを紹介しますので、マイホームにかかわる税金の理解に役立ててください（詳しいことは、4ページに記載されている関係官公署にお問い合わせください。）。

固定資産税・都市計画税（市税）

税額

固定資産税 課税標準額（価格）× 1.4%
都市計画税 課税標準額（価格）× 0.3%
※ 市街化調整区域内の土地・家屋には都市計画税はかかりません。
価格は、固定資産評価基準によって市長が決定した額で、固定資産課税台帳に登録されます。

＜新築住宅の減額・新築された認定長期優良住宅の減額＞
新築された住宅または認定長期優良住宅が、次に掲げる要件に該当する場合は、居住部分の床面積（1戸当たり120㎡が限度となります。）に相当する固定資産税額の2分の1が減額されます（都市計画税は減額されません。）。

※ 都市再生特別措置法に基づいてされた勧告に従わず建築された一定の住宅については、新築住宅の減額の対象から除外されます。

※ 認定長期優良住宅とは、耐久性や耐震性などが一定の基準を満たす住宅で、長期優良住宅建築等計画等について名古屋市の認定を受けたものをいいます。本市において長期優良住宅の認定を受けるためには、1戸当たりの床面積が戸建ての住宅については75㎡以上、共同住宅、長屋、その他戸建て以外の住宅については40㎡以上であることが必要とされています。

○ 要件

・ 居住部分の床面積の割合が1棟全体の2分の1以上で、居住部分の床面積が1戸当たり50㎡以上280㎡以下であること（戸建て以外の貸家住宅である場合は、1戸当たりの居住部分の床面積が40㎡以上280㎡以下であること）

※ 区分所有家屋の場合は、専有部分ごとに判定します。

※ マンションやアパートなど複数の世帯が居住する家屋（共同住宅）の場合は、それぞれの世帯が居住する独立的に区画された部分ごとに居住部分を判定します。共用部分（独立的に区画された部分の居住者が共同で使用する部分）がある場合は、共用部分の床面積をそれぞれの独立的に区画された部分の床面積の割合によりあん分し、それを独立的に区画された部分の床面積に計算して判定します。

※ 二世帯住宅の場合は、原則として、それぞれの世帯の居住部分に、日常生活に必要な専用出入口、台所、トイレ、風呂があり、住宅の構造上および利用上それぞれが独立した住宅となっている場合に限り、それぞれの世帯の居住部分を1戸として判定します。

※ 新築された認定長期優良住宅の減額を受けるためには、その住宅が新築された日から翌年の1月31日（土曜日・日曜日・祝休日の場合は翌開庁日）までの間に、長期優良住宅建築等計画等の認定通知書などの写しを添えて、その住宅が所在する区を担当する市税事務所固定資産税課家屋担当へ申告書を提出することが必要です。

○ 減額される年度（新たに課税されることとなった年度から）

・ 新築住宅の減額

下記以外の住宅 ----- 3年度分

3階建以上の耐火・準耐火住宅 ----- 5年度分

・ 新築された認定長期優良住宅の減額

下記以外の住宅 ----- 5年度分

3階建以上の耐火・準耐火住宅 ----- 7年度分

※ 耐火・準耐火住宅とは、建築基準法に定める特定主要構造部を耐火構造または主要構造部を準耐火構造とした住宅をいいます。

軽減措置 住宅用地

＜住宅用地に対する課税標準の特例＞

住宅用地については、固定資産税・都市計画税の負担を軽減するため、価格に住宅用地特例率をかけた額を課税標準額とします。

○ 住宅用地特例率

区 分	小規模住宅用地	一般住宅用地
固定資産税	6分の1	3分の1
都市計画税	3分の1	3分の2

※ 小規模住宅用地とは、住宅用地のうち、住宅1戸につき200㎡までの部分をいいます。また、一般住宅用地とは、住宅用地のうち小規模住宅用地以外の部分をいいます。

※ 住宅用地とは…

○ 専用住宅の敷地

○ 併用住宅（居住部分とそれ以外の用途の部分がある家屋のうち居住部分の床面積の割合が4分の1以上である家屋）の敷地については、その敷地面積に下表の率をかけた面積部分

	居住部分の床面積の割合	率
地上5階建以上の耐火建築物である家屋	4分の1以上2分の1未満	0.5
	2分の1以上4分の3未満	0.75
	4分の3以上	1.0
上記以外の家屋	4分の1以上2分の1未満	0.5
	2分の1以上	1.0

（注）敷地面積が床面積の10倍を超えるとときは、10倍が上限となります。

※ 住宅用地の内容に異動がある場合は、固定資産税課税標準特例該当土地申告書（住宅用地分）を土地が所在する区を担当する市税事務所へ提出してください。

＜税負担の調整措置＞

税額は、次のように計算します。

税額＝課税標準額×税率

※ ただし、前年度の課税標準額が、「当該年度の価格×住宅用地特例率」（以下「特例適用後金額」といいます。）を下回る土地については、次のように求めます。

税額＝（前年度の課税標準額＋特例適用後金額×5%）×税率

※ ただし、（a）＝（前年度の課税標準額＋特例適用後金額×5%）が次のア、イに該当する場合は、それぞれ次のように求めます。

ア （a）＞特例適用後金額の場合

税額＝特例適用後金額×税率

イ （a）＜特例適用後金額×20%の場合

税額＝特例適用後金額×20%×税率

不動産取得税（県税）

税額

不動産の価格 × 税率

税率については、次のとおりです。

		平成20年4月1日から 令和9年3月31日までの取得
家 屋	住 宅	3%
	住宅以外	4%
土 地		3%

税額	〇 不動産の価格とは、固定資産課税台帳に登録された価格です。ただし、家屋を建築（新・増・改築）したときや土地の地目の変換等があったときは固定資産評価基準により評価した価格です。		
	〇 令和9年3月31日までの宅地評価土地（＊）の取得については、価格に次の特例を適用します。 宅地評価土地の価格×1/2 ＊ 「宅地評価土地」とは、宅地と宅地比準土地（市街化区域農地などの宅地以外の土地で、その土地と状況が類似する宅地の価格に比準して価格が決定されている土地）をいいます。		
申告	不動産を取得した日から 60日以内 に「 不動産取得税申告書（兼減額等申請書） 」を土地・家屋の所在地を管轄する県税事務所へ提出してください（郵送による申告も可）。ただし、上記期間内に表示に関する登記又は所有権に関する登記の申請をしている場合は、申告不要です。 ＜軽減措置の適用を受ける方はさらに次の書類＞ 〇 住宅の登記事項証明書の写し 〇 土地を取得した人と住宅を新築した人が異なる場合は、住宅新築時の土地の登記事項証明書の写し 〇 既存住宅を取得した場合は、住民票の写し（登記申請時に住民票の住所が既存住宅の所在地にある場合は不要です。） 〇 取得した住宅が未登記の場合は、建築検査済証の写し 〇 取得した住宅が新耐震基準に適合することにより軽減措置に該当する場合（昭和56年12月31日以前の新築の場合のみ）は、耐震基準適合証明書（原本）、建設住宅性能評価書の写し又は既存住宅売買瑕疵保険付保証証明書の写し 〇 認定長期優良住宅を取得した場合は、認定通知書の写し（市町村の固定資産税担当課に提出済の場合は不要です。）		
	特例適用住宅	＜控除額＞ 特例適用住宅を新（増・改）築（新築後未使用の特例適用住宅の購入を含みます。）したときは、価格から 1,200万円 を控除します。 ※ 認定長期優良住宅である特例適用住宅を令和8年3月31日までに新築・購入した場合の控除額は、 1,300万円 となります。 ＜特例適用住宅の要件＞ 床面積が 50㎡ （戸建以外の貸家は 40㎡ ）以上 240㎡ 以下であること ※ 増・改築をした場合は、増・改築後の住宅全体の床面積をいい、附属家（物置、車庫など）を新築した場合は、母屋の床面積を合わせた床面積をいいます。また、母屋を新築した場合は、附属家の床面積を合わせた床面積をいいます。	
既存住宅		＜控除額＞ 既存住宅を取得したときは、住宅の価格から、その既存住宅の新築時期に応じて次の額を控除します。 平成9年4月1日以降 1,200万円 平成元年4月1日から平成9年3月31日 1,000万円 昭和60年7月1日から平成元年3月31日 450万円 昭和56年7月1日から昭和60年6月30日 420万円 昭和51年1月1日から昭和56年6月30日 350万円 昭和48年1月1日から昭和50年12月31日 230万円 昭和39年1月1日から昭和47年12月31日 150万円 昭和29年7月1日から昭和38年12月31日 100万円 ※ 昭和57年1月1日以後に新築されたものであること（＊） ＊ 昭和56年12月31日以前に新築された住宅であっても、次のいずれかの場合については、不動産取得税が軽減されます。 ・ 新耐震基準に適合することにつき証明がされた住宅を取得した場合 ・ 平成26年4月1日以降に住宅を取得したうえ、取得後6か月以内に耐震改修を行い、当該住宅が新耐震基準に適合することにつき証明を受け、かつ、改修後で取得後6か月以内に、取得者個人が自己の居住の用に供した場合 なお、この場合は上記の控除によらず、税額から当該住宅の新築時期に応じて3万円から12万6,000円が減額されます。	
住宅を取得した場合の軽減措置	特例適用住宅用の土地	＜減額の要件＞ ① 土地を取得した日から3年以内（注1）にその土地の上に特例適用住宅が新築され、次のいずれかの要件を満たすこと 〇 土地を取得した人が、その土地を特例適用住宅の新築時まで引き続き所有していること 〇 特例適用住宅の新築が、土地を取得した人からその土地を取得した人により行われていること ② 土地を取得した人が、取得の日前1年以内に、その土地の上に特例適用住宅を新築していたとき ③ 新築未使用の土地付建売住宅又は分譲マンション（特例適用住宅で土地と家屋を取得した人が同じ場合に限ります。）を新築後1年以内に取得したとき ④ 土地を取得した人が、取得の日から1年以内又は取得の日前1年以内に、その土地の上にある新築後1年を経過した自己が居住する未使用の特例適用住宅を取得したとき	
		既存住宅用の土地 ＜減額の要件＞ 土地を取得した人が、取得の日から1年以内又は取得の日前1年以内に、その土地の上にある既存住宅（軽減措置の対象となるもの）を取得したとき	
特例適用住宅用の土地又は既存住宅用の土地の要件に該当している場合には、次のAとBのいずれか多い方の金額が減額されます。 A 45,000円 B 1㎡当たりの土地の価格（注2）×（住宅の床面積×2）×3% 200㎡を限度 （注1）令和8年3月31日までの土地の取得に限りです。なお、令和8年3月31日までに土地を取得した場合において、100戸以上の共同住宅等で土地を取得した日から3年以内に住宅が新築されることが困難である場合は、4年以内となります。 （注2）宅地評価土地である場合は、令和9年3月31日までの取得については固定資産課税台帳に登録された価格の2分の1になります。			
所得税（国税）			
住宅借入金等がない場合の所得税額の特別控除			
その年の合計所得金額が2,000万円（令和5年以前の入居等の場合は3,000万円）以下の人で、認定住宅、低炭素住宅若しくはZEH水準省エネ住宅を新築等した場合は省エネ改修工事、バリアフリー改修工事、多世帯同居改修工事若しくは住宅耐震改修工事をした場合は、住宅ローンを借りなくても所得税額から特別控除ができる制度があります。			
住宅借入金等がある場合の所得税額の特別控除			
個人が一定の要件を満たす住宅の新築、取得又は増改築等をして、令和7年12月31日までの間に入居し（取得後6カ月以内に入居）、自己の居住の用に供している場合で、その住宅の新築や取得又は増改築等の費用に充てるため、民間の金融機関などから償還期間が10年以上の住宅ローンがあり、控除を受ける年の合計所得金額が2,000万円以下（新築又は取得した家屋の床面積（登記面積）によっては1,000万円以下）などの一定の要件を満たす場合は、一定の方法で計算した住宅借入金等特別控除額を所得税額から控除します。 なお、認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅（以下「認定住宅」といいます。）や、ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅（認定住宅と併せて、以下「認定住宅等」といいます。）に該当する場合は、控除される限度額が一般の住宅より優遇されます。			
入居日	住宅の種類	控除率	
R6年1月～ R7年12月	新築等	13年間	
			認定住宅
			ZEH水準省エネ住宅
			省エネ基準適合住宅
	一般の住宅	10年間	
			認定住宅等
中古等	10年間		
		一般の住宅	
年間最大控除額	13年間の最大控除限度額	10年間の最大控除限度額	
31.5万円 (35万円)	409.5万円 (455万円)	210万円	
24.5万円 (31.5万円)	318.5万円 (409.5万円)	210万円	
21万円 (28万円)	273万円 (364万円)	210万円	
適用なし 【14万円】	適用なし 【140万円】	210万円	
14万円	140万円	210万円	
（注1）宅地建物取引業者が特定増改築等をした中古住宅を取得するなど一定の要件を満たした中古住宅（以下「買取再販住宅」といいます。）に該当する場合は、「新築等」欄の金額等となります。 （注2）19歳未満の扶養親族を有する方又は自身若しくは配偶者のいずれかが40歳未満の方が、認定住宅等の新築等をして令和6年1月1日から同年12月31日までの間に入居した場合の年間最大控除額及び13年間の最大控除限度額は、（ ）内の金額となります。 （注3）一般の住宅のうち、買取再販住宅に該当するもの又は令和5年12月31日までに建築確認を受けたもの若しくは令和6年6月30日までに建築されたもの（床面積40㎡以上50㎡未満の住宅については令和5年12月31日までに建築確認を受けたものに限ります。）の年間最大控除額及び13年間の最大控除限度額は、【 】内の金額となります。 （注4）増改築等した場合は、「中古等」の「一般の住宅」欄の金額等となります。 （注5）令和5年以前に入居した場合は、年間最大控除額等が異なります。詳しくは国税庁ホームページでご確認いただくか最寄りの税務署にお問い合わせください。			

要件

手続

① 新築住宅の場合

a 住宅取得後6か月以内に入居し、その年の12月31日まで引き続き住んでいること

b 家屋の床面積（登記面積）が50㎡以上であること

c 居住部分の床面積の割合が2分の1以上であること

d 控除を受ける年の合計所得金額が2,000万円以下であること

e 民間の金融機関や独立行政法人住宅金融支援機構などの住宅ローン等を利用していること

f 住宅ローン等の返済期間が10年以上で、かつ月賦のように分割して返済すること

g 認定住宅等の特例を適用する場合は、認定住宅等であることが証明されたものであること

h 家屋の床面積（登記面積）が40㎡以上50㎡未満である場合は、控除を受ける年の合計所得金額が1,000万円以下であること

※ 床面積40㎡以上50㎡未満の家屋については、令和5年12月31日以前（認定住宅等に該当する場合は令和6年12月31日以前）に建築確認を受けたものに限り、控除を受けることができます。

② 中古住宅及び買取再販住宅の場合

a ①のa～gの要件にあてはまること

b 昭和57年1月1日以降に建築されたものであるか、一定の耐震基準に適合すること

c 建築後使用されたことのある家屋であること

③ 増改築等の場合

自己が所有し、自己の居住の用に供する家屋に増改築等（増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え、一定のバリアフリー・省エネ改修工事等）をした場合でも、工事費用が100万円を超えるなど一定の要件にあてはまれば控除が受けられます。

※ 住宅ローン等には、家屋の新築及び新築（既存）住宅の取得とともにするその敷地等の購入に伴うローン等で一定のものが含まれます。

※ 入居した年の前2年から入居した年の後3年以内に譲渡所得の課税の特例（3,000万円の特別控除、買換え、交換の特例など）の適用があるときは、この控除の適用を受けることができません。

<控除を受けるための手続き>

住宅借入金等特別控除を受けるためには確定申告をする必要があります。ただし、給与所得者の方は、1年目に確定申告をすると2年目以降は年末調整で控除が受けられます。

<確定申告に添付が必要な書類>

① 新築住宅の場合

a 家屋の登記事項証明書（原本）

b 請負契約書の写し又は売買契約書の写し

c 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（2ヶ所以上から交付を受けている場合は、そのすべての証明書）

d 住宅ローン等に含まれる敷地等の購入に伴うローン等についてこの控除の適用を受ける場合は、その敷地等の登記事項証明書（原本）、その敷地等の売買契約書の写し

e 補助金がある場合はその額を明らかにする書類

f 住宅取得等資金の贈与を受けた場合はその額を明らかにする書類（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書

g 一般の住宅の場合は、次の書類

床面積が40㎡以上50㎡未満	建築確認済証の写し又は検査済証の写し（令和5年12月31日以前に建築確認を受けたことを証するものに限ります。）
床面積が50㎡以上	上記の書類又は家屋の登記事項証明書（令和6年6月30日以前に建築されたことを証するものに限ります。）

※ 登記事項証明書については、計算明細書への不動産番号の記載又は登記事項証明書の写しの添付に代えることができます。

※ 住宅ローンの借入先によっては、b及びcの添付が不要となる場合があります。

② 中古住宅及び買取再販住宅の場合

a ①のa～gのほか次の書類

b その家屋が一定の耐震基準に適合することにより控除を受ける場合には建築士等から交付を受けた耐震基準適合証明書、建設住宅性能評価書の写し又は既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約に係る付保証証明書

c 債務の承継に関する契約に基づく債務があるときには、その債務の承継についての契約書の写し

d 買取再販住宅の場合は、宅建物取引業者が特定増改築工事を行ったことを証する増改築等工事証明書等一定の書類

※ 中古住宅の取得後に耐震改修工事を行う場合は、最寄りの税務署にお問い合わせください。

③ 増改築等の場合

a ①のdを除くa～gのほか次の書類

b 建築確認済証の写し、検査済証の写し、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書等

※ 増改築等工事の種類により必要な書類が異なります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

④ 認定住宅等の場合

a 認定住宅の場合は①のa～gの書類のほか、長期優良住宅建築等計画又は低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し及び住宅用家屋証明書等の一定の書類

b ZEH水準省エネ住宅又は省エネ基準適合住宅の場合は①のa～gの書類のほか、住宅省エネルギー性能評価書等の一定の書類

c 家屋の床面積が40㎡以上50㎡未満である場合は、a及びbの書類に加えて、建築確認済証の写し又は検査済証の写し（令和6年12月31日以前に建築確認を受けたことを証するものに限ります。）

申告書の作成には、源泉徴収票の内容を記載する必要があります。

国税庁HP(https://www.nta.go.jp)をご利用ください。

登録免許税（国税）

税額

軽減措置

手続

軽減措置

手続

① 所有権保存登記 価額×0.4%

② 所有権移転登記（売買） 価額×2%

土地の場合は価格×1.5%（令和8年3月31日まで）

③ 抵当権設定登記 債権金額×0.4%

価額とは、市町村の固定資産課税台帳に登録された価格、登録されていない場合は登記官が決定した価額です。

なお、住宅については次のような軽減措置があります。

<軽減後の税率>

所有権保存登記 0.15%

所有権移転登記（売買） 0.3%

抵当権設定登記 0.1%

※ 移転登記の場合の取得原因は売買及び競争者に限ります。

※ 認定長期優良住宅の保存登記又は移転登記の場合は0.1%ただし、一戸建ての認定長期優良住宅の移転登記は0.2%

※ 認定低炭素住宅の所有権の保存登記又は移転登記は0.1%

<要件>

○ 令和9年3月31日までに新築した住宅又は取得した建築後使用されたことのない住宅で自己が居住するもの

○ 新築又は取得後1年以内に登記を受けること

○ 床面積（区分所有家屋にあっては専有床面積）が50㎡以上であること

登記の申請のときに、市税事務所長の発行する住宅用家屋証明書を添えて法務局に提出してください。

<住宅用家屋証明の申請に必要な書類>

○ 住宅用家屋証明申請書

○ 住民票の写し

○ 家屋の登記事項証明書（表題登記）又は表題登記申請書の写しと登記完了証

○ 建築確認申請書、建築確認済証及び検査済証

<建築後使用されたことのない住宅である場合は、さらに次の書類>

○ 売買契約書など取得年月日がわかる書類

○ 家屋未使用証明書

<認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅に該当する場合は、さらに次の書類>

○ 認定申請書及び認定通知書等の写し

<軽減後の税率>

所有権移転登記（売買） 0.3%

抵当権設定登記 0.1%

※ 移転登記の場合の取得原因は売買及び競争者に限ります。

※ 特定の増改築等がされた住宅用家屋の移転登記の場合は0.1%

<要件>

○ 令和9年3月31日までに取得した建築後使用されたことのある住宅で自己が居住するもの

○ 取得後1年以内に登記を受けること

○ 床面積（区分所有家屋にあっては専有床面積）が50㎡以上であること

○ 取得の日以前20年以内に建築されたもの（注）又は一定の耐震基準に適合すること

（注）鉄骨造（軽量鉄骨造を除きます。）、鉄筋コンクリート造などの住宅については25年以内

登記の申請のときに、市税事務所長の発行する住宅用家屋証明書を添えて法務局に提出してください。

<住宅用家屋証明の申請に必要な書類>

○ 住宅用家屋証明申請書

○ 住民票の写し

○ 家屋の登記事項証明書

○ 売買契約書などの取得年月日がわかる書類

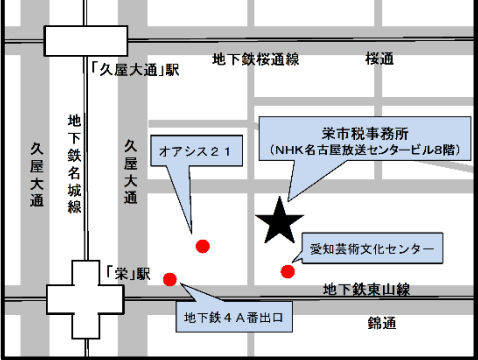
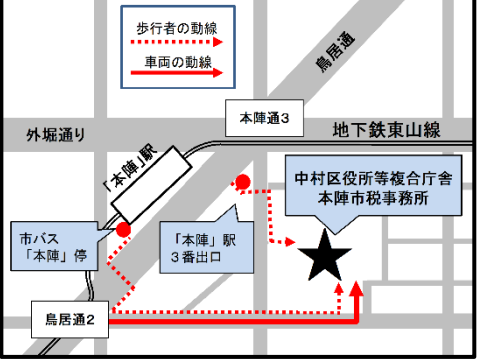
※ ただし、その家屋が一定の耐震基準に適合することにより軽減措置に該当する場合は、耐震基準適合証明書、住宅性能評価書の写し又は既存住宅売買瑕疵担保交付保証証明書が必要です。

※ 特定の増改築等がされた住宅用家屋証明書の申請に必要な書類については、市税事務所固定資産税課家屋担当にご確認ください。

関係官公署電話番号等

名古屋市（固定資産税・都市計画税）

＊ 名古屋市公式ウェブサイト <https://www.city.nagoya.jp/>

栄市税事務所 ＜担当区域＞ 千種・東・北・中・守山・名東区	本陣市税事務所 ＜担当区域＞ 西・中村・中川・港区	金山市税事務所 ＜担当区域＞ 昭和・瑞穂・熱田・南・緑・天白区
〒461-8626 東区東桜一丁目13番3号 （NHK名古屋放送センタービル8階） ＜電話番号（直通）＞ ○ 家屋に関すること … 959-3308 ○ 土地に関すること … 959-3307	〒453-8626 中村区松原町1丁目23番地の1 （中村区役所等複合庁舎4階） ＜電話番号（直通）＞ ○ 家屋に関すること … 433-4027 ○ 土地に関すること … 433-4026	〒460-8626 中区正木三丁目5番33号 （名鉄正木第一ビル） ＜電話番号（直通）＞ ○ 家屋に関すること … 324-9808 ○ 土地に関すること … 324-9807
 地下鉄栄駅4A番出口から400メートル	 地下鉄本陣駅3番出口から100メートル	 地下鉄金山駅5番出口から500メートル
市税収納事務センター		＜電話番号（直通）＞ 口座振替に関すること … 957-6931
開庁時間 月曜日から金曜日（祝日・休日・年末年始を除く）午前8時45分から午後5時15分まで		

＊ 納税は便利な口座振替・自動払込みをご利用ください。

愛知県（不動産取得税）

名 称	電 話 番 号	担 当 区 域
名古屋東部県税事務所	953-7860(直)	千種・東・中・名東区
名古屋北部県税事務所	531-6306(直)	北・西・守山区
名古屋西部県税事務所	362-3216(直)	中村・中川・港区
名古屋南部県税事務所	682-8925(直)	昭和・瑞穂・熱田・南・緑・天白区

国（法務局）（土地・家屋の登記に関する登録免許税）

名 称	電 話 番 号	担 当 区 域
名古屋法務局	952-8111(代)	千種・東・北・西・中村・中・昭和区
熱田出張所	671-5221(代)	瑞穂・熱田・中川・港・南・緑区
名東出張所	703-2322(代)	守山・名東・天白区

国（税務署）（所得税・相続税・贈与税）

名 称	電 話 番 号	担 当 区 域
名古屋国税局	951-3511(代)	
千種税務署	721-4181(代)	千種・名東区
名古屋東税務署	931-2511(代)	東区
名古屋北税務署	911-2471(代)	北・守山区
名古屋西税務署	521-8251(代)	西区
名古屋中村税務署	451-1441(代)	中村区
名古屋中税務署	962-3131(代)	中区
昭和税務署	881-8171(代)	昭和・瑞穂・天白区
熱田税務署	881-1541(代)	熱田・南・緑区
中川税務署	321-1511(代)	中川・港区

電話での国税に関する一般的なご相談は、名古屋国税局「電話相談センター」（ナビダイヤル0570-00-5901）にお掛けください。
【利用時間】月～金曜日 8時30分～17時
注 1 祝日・年末年始12/29～1/3を除きます。
2 税務署代表電話の音声案内に従い、「1」を選択していただいてもつながります。
※ 国税に関する質問は、国税庁ホームページの「チャットボット」や「タックスアンサー」でもお答えしていますので是非ご利用ください。

＊ 管轄区域は、名古屋市内についてのみ記載してあります。